

# 小松島市 災害時要援護者支援マニュアル

## 災害時要援護者って？

災害時要援護者とは、以下のような方をいいます。

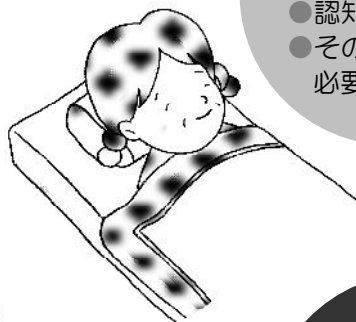
### 障害のある方

- 身体障害のある方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方



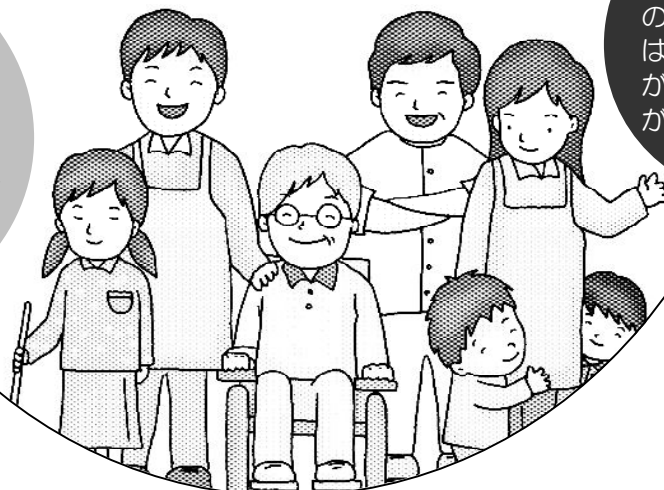
### 高齢者

- 一人暮らしの方
- 寝たきりの方
- 認知症の方
- その他支援が必要な方



### その他支援が必要になる方

- 妊産婦
- 小さな子ども
- 言葉がわからない外国人
- 旅行者
- 難病患者



！  
難病の方や内部障害の方は、外見だけではわかりにくい場合があるので特に配慮が必要です！

平成 20 年 3 月

小松島市



# 目次

---

第1章	はじめに	1
1.	マニュアル作成の趣旨	1
2.	マニュアルの位置づけ	1
3.	対象となる要援護者	2
4.	災害時要援護者の特徴	3
5.	小松島市における要援護者の状況	5
第2章	市における災害時要援護者対策	7
1.	台帳による災害時要援護者の把握	7
2.	台帳活用にあたっての全体の流れ	8
3.	台帳の活用にあたっての各団体・機関等との協力・連携について	9
第3章	要援護者の取り組み	10
1.	日頃の準備	10
2.	それぞれの状況に応じた準備	14
3.	災害発生時の対応	16
4.	被災後の対応	17
第4章	支援者の取り組み	18
1.	日頃の準備	18
2.	災害発生時の対応	19
3.	被災後の対応	19
第5章	避難所一覧・その他情報	24
1.	福祉避難所	24
2.	避難所一覧	24
3.	その他防災情報	29

# 第1章 はじめに

## 1. マニュアル作成の趣旨

地震などの大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害のある人などは、被害を受けやすく、避難にも手助けが必要になります。

近年の風水害や地震災害などにおいて、犠牲者の多くが65歳以上の高齢者であったことも大きな課題となっており、国においては平成17年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）が作成され、その後も継続して検討が進められています。

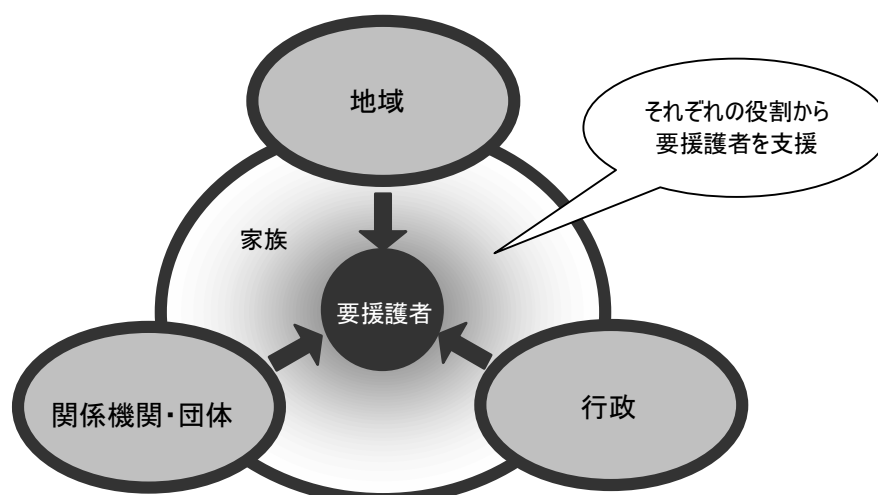
また、徳島県においても、平成16年3月に「災害時要援護者支援対策マニュアル」が作成され、発生が懸念されている南海地震発生時において死者ゼロをめざす「とくしま-0（ゼロ）作戦」が展開されています。

小松島市においては、平成18年度から「災害時要援護者避難支援台帳」を作成し、災害時に支援が必要となる方の把握とその支援体制づくりに努めています。

災害時に支援が必要となる人自身が「自分の命は自分で守る」意識で行動するとともに、周囲も支援しやすくなるよう、防災や災害時における配慮事項などを総合的に取りまとめ、要援護者の避難支援が円滑に行えるよう、本マニュアルを作成しました。

## 2. マニュアルの位置づけ

大規模な災害が発生した場合、災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の支援は家族や隣近所などの地域の力によるところが大きくなっています。本マニュアルを活用することで、地域を中心として、要援護者の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、要援護者や地域の支援者が主体的に行動し、防災活動等に取り組めるような意識づくりをめざします。



### 3. 対象となる要援護者

本マニュアルにおいて、災害時に要援護者となる方は、以下のように定義します。

- ①介護保険における要介護・要支援認定者
- ②身体障害者手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- ③療育手帳A判定の在宅で生活する人
- ④精神障害者手帳1級及び2級の在宅で生活する人
- ⑤難病患者で、在宅医療が必要な人
- ⑥65歳以上の一人暮らし、または家族全員が高齢者、障害者の世帯

その他、

- 移動が困難な人
- 理解や判断ができない人、時間がかかる人
- 情報の収集が困難な人
- 精神的に不安定になりやすい人
- 薬や医薬品がないと生活できない人

であり、災害時に家族等の支援が得られず、地域の人たちの手助けが必要な人のことも、要援護者として位置づけます。

参考：昭和62年版防災白書（国土庁）による災害弱者の定義災害弱者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々、すなわち、次のような問題を抱えている人々をいう。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、または困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、または困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受けることができない、または困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、または困難である。

具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者をはじめ日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人などが挙げられる。

## 4. 災害時要援護者の特徴

要援護者は、適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があります。

その特性は個人差も大きく程度も千差万別ですが、主な特徴等は次のようなものです。

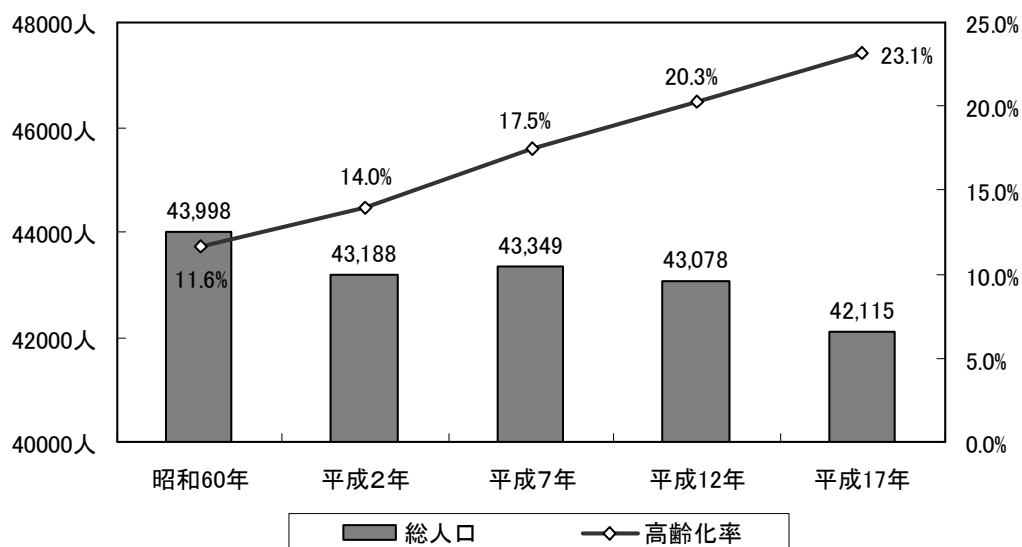
区分		避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
高齢者	一人暮らし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	寝たきり高齢者	自力での行動ができない。自分の状況を伝えることが困難。	ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
障害者 (児)	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害者 言語障害者	音声による避難誘導の指示が認識できない。視界外の危険の察知が困難。 自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車いす等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
	知的障害者	自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。

区分	避難行動等の特徴	配慮を要する主な事項
精神障害者	災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段服用している薬が必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。医療機関との連絡体制が必要。
難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない。4～5歳を過ぎれば、自己対応能力が備わってくる。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。被災により保護者等が養育することが困難な場合の対応が必要。
外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。

## 5. 小松島市における要援護者の状況

### (1) 高齢者の状況

小松島市の高齢化人口は年々上昇しており、平成17年の国勢調査では、総人口の23.1%を65歳以上の高齢者が占めています。今後もこの傾向は続くことが予想されているため、増加する高齢者への対策が必要です。



高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合。資料：国勢調査

#### 独居高齢者、寝たきり高齢者、高齢者世帯

	独居高齢者(70歳以上) (人)			寝たきり高齢者(65歳以上) (人)			高齢者世帯 (80歳以上) (世帯)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	合計
合計	112	560	672	41	51	92	121

平成18年度(配食サービス事業実績より) ※在宅者のみ

## (2)要援護者台帳 町別登録状況

「小松島市要援護者支援台帳」への登録者数は、586人となっています。

	小松島町	神田瀬町	松島町	堀川町	南小松島町	横須町	金磯町	田野町	芝生町	日開野町	新居見町	田浦町	前原町
合計(人)	104	7	9	4	16	36	18	9	23	14	4	40	2
	江田町	中田町	中郷町	立江町	櫛淵町	豊浦町	和田津開町	赤石町	大林町	坂野町	間新田町	和田島町	合計
合計(人)	5	42	6	26	3	0	0	35	55	55	6	67	586

資料：小松島市介護福祉課（平成19年4月現在）

## (3)要介護認定者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
合計(人)	317	357	385	419	278	270	237	2,263

資料：介護保険事業状況報告（平成19年3月末現在）

## (4)障害者数

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者
合計(人)	1,778	216	110	202

資料：小松島市介護福祉課（平成19年4月現在）

## (5)外国人数

	中国	フィリピン	韓国	米国	ロシア	オーストラリア	ブラジル	タイ	ニュージーランド	スリランカ	計
合計(人)	187	18	21	5	5	3	2	2	1	1	245

資料：市民生活課（平成19年4月現在）

# 第2章 市における災害時要援護者対策

## 1. 台帳による災害時要援護者の把握

### (1) 要援護者台帳の役割について

「小松島市災害時要援護者支援台帳」は、災害が発生した直後、消防・警察の救援等が不測の事態によって遅れたり、その機能を果たすことが困難になった場合などにおいて、地域住民や民生委員、自主防災組織など、身近な地域による救援支援がスムーズに行われるようにするためのものです。災害時に支援が必要な人（要援護者）と、その人を支援する人（地域支援者）を登録しておくことで、災害時に備えます。

また、災害時に要援護者を支援するためには、台帳とあわせて普段からの交流や近隣による見守りなども重要になります。

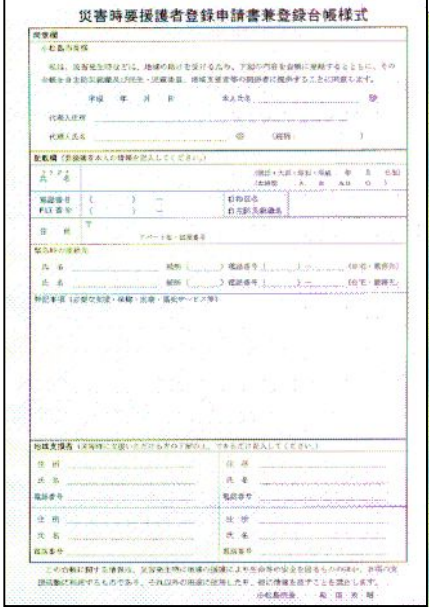
小松島市においては、継続的に地域のコミュニティづくりを促進していくとともに、「小松島市災害時要援護者支援台帳」を中心として要援護者の避難支援にあたっての体制を整備していくこととします。

### (2) 要援護者台帳の登録方法について

申請書に必要事項を記入し、介護福祉課へ提出いただきます。

申請書は、市役所や小松島市総合福祉センター窓口を設置します。

台帳には、要援護者の住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急時の連絡先など、個人情報に登録します。災害発生時には、安否確認や避難支援等に活用するため、要援護者に関する情報を地域や関係団体等に開示する必要があります。そのため、開示内容などについて、要援護者本人にあらかじめ同意を得たうえで、支援者に情報を提供します。



災害時要援護者登録申請書兼登録台帳様式

※記入の注意  
※注：災害発生時以降は、地域の助けを受けながら、下記の項目を台帳に登録するともに、その台帳を自主防災組織長（民生委員、地域支援者）の要援護者に提供することを同意します。

申請者 氏名 住所 本人写真

代表者住所 代表者氏名

要援護者（要援護者本人が登録申請してください）  
氏名 性別 出生年月日 電話番号（携帯・固定）  
住所（〒） 電話番号（携帯・固定）  
緊急時の連絡先（要援護者本人が登録してください）  
氏名 性別 電話番号（携帯・固定）  
住所（〒） 電話番号（携帯・固定）  
緊急時連絡先（要援護者本人が登録してください）  
氏名 性別 電話番号（携帯・固定）  
住所（〒） 電話番号（携帯・固定）

※台帳に登録する情報は、災害発生時に地域の防災組織による災害時の安全確保のための目的で、関係機関に提供されるものであり、その以外の用途には使用しません。個人情報の提供を拒否することもできます。  
※転居の際は、転居後1週間以内に転居先を登録してください。

### (3)情報の管理及び共有方法について

登録した情報は介護福祉課において管理し、定期的な情報の更新を行います。

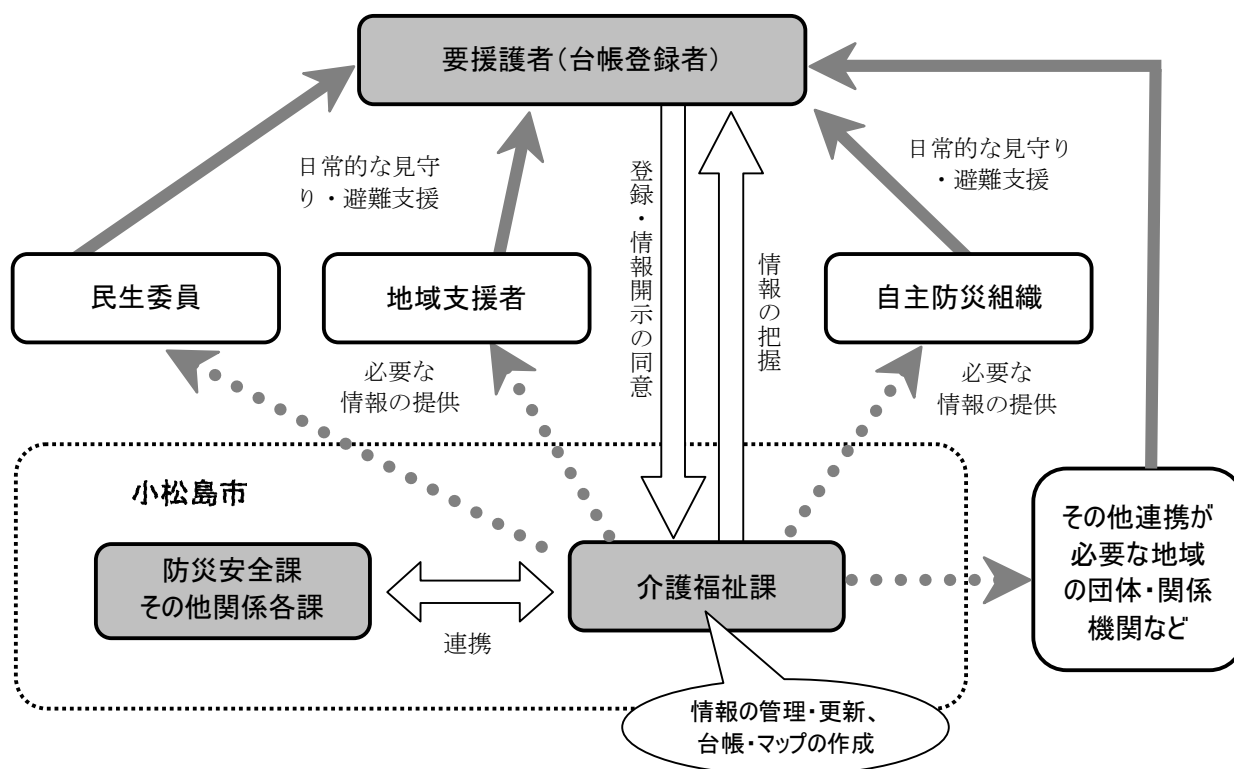
情報は避難計画の作成や災害時の支援以外には使用せず、地域支援者などに情報を提供する場合にも、個人情報には細心の注意を払いつつ、必要な情報のみを提供することとします。

### (4)登録していない人への登録の呼びかけ方策について

台帳は当事者からの申請を基本としていますが、登録している人以外にも、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、支援を必要とする潜在的な要援護者は多数おられることが予想されます。

台帳への登録は、災害時に安否確認や避難支援を早急に行う事を目的としており、必要な方に対して積極的に台帳登録を促していくことが重要であるため、随時、広報紙やホームページによって啓発するとともに、自治会や自主防災組織、民生委員、各種障害者団体等の協力も得ながら、広報を行います。

## 2. 台帳活用にあたっての全体の流れ



### 3. 台帳の活用にあたっての各団体・機関等との協力・連携について

#### (1) 庁内における情報共有体制

要援護者の避難支援等においては、台帳を管理する介護福祉課と、防災や災害時対応にかかわる関係各課や関係機関等で情報を共有するとともに、平常時から様々な分野で連携した支援体制を整備することとします。

#### (2) 地域団体等における情報共有体制

災害時の要援護者の避難支援や安否確認においては、要援護者の最も身近にいる家族や地域の協力関係によるところが大きくなります。そのため、市が把握する台帳の情報や支援方法・体制についても、関係する団体等において共有化を図ります。

小松島市においては、社会福祉協議会で設置している「災害ボランティアネットワーク連絡協議会」において、関係機関・団体等と行政等との連携を図ることがめざされているため、これらの活用により、災害時の要援護者情報の共有を図ります。

その際、情報が提供された各種団体においては、守秘義務を遵守することになります。

また、「要援護者支援台帳」は随時更新していくことになるため、定期的に「災害ボランティアネットワーク連絡協議会」をはじめ、あらゆる機会を捉えて情報共有を図ります。



# 第3章 要援護者の取り組み

## 1. 日頃の準備

### ポイント

- 避難場所の確認をしましょう。
- 防災のための地域の自主的な活動に参加しましょう。
- 災害時に助けてくれる人に頼っておきましょう。
- 必要になる持ち出し品を準備しておきましょう。

要援護者本人は、以下のような災害に備えた心構えや準備をしておきましょう。

### (1) 避難場所の確認

地震等の際に自宅で生活できないとき、あらかじめ決められた避難所に避難します。市役所などで配布しているハザードマップなどで、自分の住んでいる地域の避難場所がどこになるのか確認しておきましょう。また、避難所までの経路を、日頃から歩いてみるなどして一度確認しておきましょう。地震などによる津波の被害や土砂災害などについても考慮して安全な避難経路を複数知っておきましょう。(避難場所に関する問い合わせ：防災安全課 TEL 0885-32-2227)

また、あらかじめ、家族の間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておきましょう。

### (2) 地域の活動への参加

日ごろから地域の活動に参加するとともに、隣近所の身近な人に情報伝達をお願いしておきましょう。

また、特に自治体や自主防災組織などで行われる防災訓練・避難訓練などに積極的に参加し、周囲の人に、手助けが必要な状況を理解してもらいましょう。

### (3) 家の中の防災対策

家の中の家具の固定や窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなどの防災対策をしておきましょう。自分の身体状況などによって出来ないことがある場合は、隣近所の人など、身近な人に声をかけ、手伝ってもらいながら家庭内での防災対策を進めておきましょう。

#### 主な対策

- 家具が転倒しないよう、固定金具で固定する。
- 落下しないよう、重いものなどは高いところに置かない。
- 窓ガラスには飛散防止フィルムなどを貼る。
- 特に寝室には大きな家具などを置かないようにする。
- 枕元に懐中電灯やラジオなどを置いておく。
- 出入り口の付近に障害になるようなものは置かない。
- 塀のひび割れなどを点検しておく。
- 非常持ち出し品の準備をしておく。

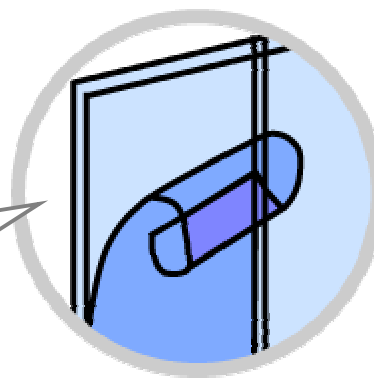
### (4) 支援者への依頼

災害発生直後の避難や安否確認については、平常時からの近隣とのコミュニケーションが重要になります。地域の中で、日ごろから声をかけあえる関係をつくるよう努めましょう。

また、自主防災組織、民生委員、自治会、近隣の人などに、いざという時に支援してもらえるよう、お願いしておきましょう。



タンスなど、家具の転倒を防ぐためにつっぱり棒などで補強しましょう。つっぱり棒がない場合はダンボール箱などをタンスと天井の間に詰め込むことも有効です。



地震や台風で窓ガラスが割れると、避難する際に破片などで手足を傷つけるおそれがあり大変危険です。飛散防止フィルムなどを貼っておきましょう。

## (5)非常用持ち出し品の用意

日ごろから、最低3日分の食料品と水を用意しましょう。日ごろ服用している薬があれば、薬の名前や服薬量が分かるメモ（処方箋）を保管しておきましょう。障害などに応じて必要となる生活用品を準備しましょう。

非常用持ち出し品一覧（例） 持って逃げられる重さかどうか確認しておきましょう！

区分	内容
食料・飲料水 など	飲料水（ペットボトル、ミネラルウォーターなど） 食料（チョコレート、あめ、梅干、インスタント食品、缶詰、アルファ米など） 紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン、ラップ 粉ミルク、ほ乳ビン 缶切、栓抜き、ナイフ、ストロー、
衣類など	下着類 タオル、バスタオル 手袋、軍手 防寒具（セーター、ジャンパーなど） 雨具、（雨合羽、折り畳み傘など） ヘルメット（防災ずきん）
貴重品	身分証明書（免許証、健康保険証等、コピー可）、障害者手帳 現金（紙幣、小銭） 印鑑 貴重品（権利証書、通帳など）
照明器具	懐中電灯 予備の電池 ライター、マッチ、ろうそく
救急医薬品・ 衛生用品	常備薬 医薬品（解熱剤、風邪薬、胃腸薬、目薬など） 三角巾 救急セット（傷薬、ばんそうこう、包帯、等） マスク（粉塵マスクなど） 紙オムツ ティッシュ類（ティッシュペーパー、ウェットティッシュなど） 生理用品 洗面用具（歯ブラシ、せっけんなど） 簡易トイレ

区分	内容
その他	携帯ラジオ ビニールシート ビニール袋、ゴミ袋（雨具の代わりにもなります） 携帯電話充電器（手回し式、乾電池式のもの） 入れ歯 使い捨てカイロ 筆記用具、メモ帳、ノート 予備の眼鏡、コンタクトレンズ 補聴器



手袋や軍手は、少し高価でもソフトレザーのものである方が、手を切ったり等怪我が少ないようです。

懐中電灯も、少し高価になりますがヘルメットにライトが付いたものにすれば、いざという時に両手が使えます。



## 2. それぞれの状況に応じた準備

### ポイント

- 日常的に必要なものは常に身近に置いておきましょう。

自分の身体の状況などに応じ、災害に備えて以下のように準備しておきましょう。

区分	必要な準備
肢体不自由のある人	車いす、杖、歩行器などを身近に置いておきます。 電動車いすを使用している人は使用後必ず充電するようにし、いざという時にいつでも使用できるようにしておきます。
視覚障害のある人	手探りで非常持ち出し品を探したりする際に手を切らないよう、枕元に手袋を準備しておきます。 白杖、点字器、携帯電話、笛やブザーなどを身近に置いておきます。
聴覚障害のある人	情報を入手しやすくするための携帯電話や補聴器の電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを身近に置いておきます。
音声・言語障害の人	筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛などを身近に置いておきます。
内部障害のある人	人工呼吸器を装着している人は非常用外部バッテリーなどを身近に置いておきます。 直腸膀胱機能障害の人は、ストマ使用に必要な装具や皮膚保護材などの付属品を身近に置いておきます。ストマ用装具のメーカー名、品名、サイズなどがわかるようなメモもあわせて準備しておきます。 音声・言語機能障害の人は気管孔エプロンの予備を身近に置いておきます。 透析を行っている人は透析回数が少なくなることが予想されるので、透析用の食事の用意を考えておきます。 その人の状況に応じて必要なものを身近に置いておきます。また、服用している薬があれば3日分程度用意しておきます。また、薬がなくなった場合などに備えて、使用している薬名を正確に伝えられるよう、メモしておきます。

区分	必要な準備
知的障害・精神障害のある人	<p>日ごろから近隣の危険がある場所を知っておくことや、地域の避難訓練に参加するとともに、お付き合いのある身近な人に情報伝達と避難場所への誘導をお願いしておきます。</p> <p>また、服用している薬があれば3日分程度用意しておきます。薬がなくなった場合などに備えて、使用している薬名を正確に伝えられるよう、メモしておきます。</p>
高齢者	<p>非常時の持ち出し品をまとめておくのにあわせて、日ごろ服用している薬なども手元に置くようにしましょう。薬がなくなった場合などに備えて、使用している薬名を正確に伝えられるよう、メモしておきます。</p> <p>自宅の中は家具の転倒防止や高いところから物が落ちないように工夫しておきます。可能な方は、日ごろから近隣の危険がある場所を知っておくことや地域の避難訓練に参加するなどして近隣の住民と声を掛け合えるようにします。</p> <p>また、お付き合いのある身近な人には、災害時の情報伝達と避難場所への誘導をお願いしておきます。</p>



### 3. 災害発生時の対応

#### ポイント

- 「自分の命は自分で守る」意識で行動しましょう。
- 地域の人に周囲の状況を確認して避難しましょう。
- 移動に支援が必要な方は、大きな声、笛などで周囲に知らせましょう。
- 近所の人と声を掛け合って、単独では行動しないようにしましょう。
- 避難が困難な時は手助けを頼みましょう。

#### (1) 災害発生時

地震の揺れがおさまるまでは、テーブルの下などに入り、落下物から身を守りましょう。最初の揺れがおさまったら、火災の点検をし、避難路の確保を図りましょう。

火災が発生したり、移動に援助が必要な場合は、大声や、笛、ブザーで周囲に存在を知らせます。

テレビやラジオなどで、地震などの規模を確認しましょう。近所の人にも周りの状況を確認し、手伝ってほしいことがあるときは頼みましょう。

特に、小松島市は大きな津波被害が予想されることから、地震発生より 40 分で安全な場所へ避難してください。安全な場所は、津波ハザードマップ等により、日頃より確認しておきましょう。

#### (2) 避難方法

必ず近所の人と声を掛け合って避難し、単独では行動しないようにしましょう。寝たきりの高齢者など、自分で移動することが難しい人は、おぶいひも、シーツや毛布を利用するなどして、協力して移動しましょう。家族だけでは困難な時には、手助けを頼みましょう。また、自宅を離れる際には、「〇〇小学校に避難している」などの張り紙をしておきましょう。

自宅以外の場所で災害に遭った場合は、周りの人と一緒に近くの空き地や公園等へ避難しましょう。

## 4. 被災後の対応

### ポイント

- 生活上の支障や必要な支援を、避難所のスタッフに伝えましょう。
- 大勢の人と一緒に避難所で生活が難しい時は、福祉避難所へ。
- 避難所ではなく自宅に残る時は避難所のスタッフに相談しましょう。

### (1) 避難所に避難したとき

地域の避難所へ避難したら、どんな生活上の支障がありそうか、スタッフや周囲にわかる範囲で伝えていきましょう。

被災しているのは避難所で過ごすみんなが同じです。なるべく自分でできることは自分で行うようにしましょう。

また、小松島市では、福祉避難所として、養護老人ホーム 松寿園（住所：小松島市日開野町字加々ミ松 91-1、電話：0885-32-0100）を指定しています。通常の避難所では、生活するのが無理であるという人のために活用されますが、収容人員にも制限があることから、市では順次福祉避難所を増やしていく予定としています。

### (2) 避難せずに自宅で生活するとき

避難所に避難しないことを、ボランティアや見回りに来た人に伝えましょう。また、水、食料、援助物資の供給などの情報を知らせてもらえるようお願いしましょう。

生活上の支障があれば、具体的な内容を伝え、近隣の人や市の職員、避難所のスタッフにお願いしてみましょう。

日ごろ利用している在宅サービスの事業者、ケアマネージャーなどにも訪問の際、生活上の支障を伝え、市に伝えてもらうよう依頼しましょう。

# 第4章 支援者の取り組み

---

## あなたも支援者の一人です！

支援者とは、援助が必要な人のお手伝いができる人のことです。

日ごろから、地域にどのような要援護者がいるのか気にかけて、そしてその人は災害時にどのような支援が必要になるのか考えてみましょう。

## 1. 日頃の準備

### ポイント

- 隣近所の要援護者を把握しましょう。
- 必要になる持ち出し品の準備や家具の固定など、防災のお手伝いをしましょう。
- 要援護者の方は災害時にどのような支援が必要になるのか考えましょう。

### (1) 要援護者の把握

地域の中に、災害時に支援が必要になりそうな人はいないかどうか、日常のご近所づきあいの中で把握していきましょう。また、そのような人に地域活動や地域の防災訓練・避難訓練に参加してもらえるように働きかけましょう。

### (2) 要援護者の防災活動への支援

家庭内の災害対策は、家具の固定や窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、障害のある人や高齢者自身ではできない場合があります。信頼関係を築きながら、積極的にお手伝いしましょう。

## 2. 災害発生時の対応

### ポイント

- 要援護者の状態によって、必要な支援は様々です。その人が何に困っているのか聞きながら支援しましょう。

### (1) 災害が起こったときには

自分の身の安全を確保できたら、周りの要援護者の人に声をかけて、一緒に避難しましょう。寝たきりの高齢者など、自分で移動することが難しい人は、おぶいひも、シーツや毛布を利用するなどして移動しましょう。目や耳の不自由な人には、周りの状況を伝え、必要に応じて一緒に避難しましょう。

## 3. 被災後の対応

### ポイント

- 要援護者の方の状況を理解し、できることは手助けしましょう。
- 避難所のスペースは、要援護者に配慮して使用しましょう。
- 食料や生活用品は要援護者の方に配慮して分配しましょう。

### (1) 援助が必要な人のお手伝い

積極的に援助が必要な人のお手伝いをしましょう。荷物を運んだり、放送でお知らせされたことを掲示するなど、専門的な知識がなくても手伝えることはたくさんあります。支援の必要な人への対応について、担当のスタッフを決めて対応するようにしましょう。また、スタッフ間で情報を共有するように努めましょう。避難してきているみなさんに要援護者の方々への理解を求め、要支援者への援助を手伝ってくれる人を募集しましょう。

### (2) 要援護者のスペース確保

段差の少ない場所や、トイレに近い場所、集団で過ごすことが苦手な人のためのスペースなど、要援護者の方のためのスペースを確保しましょう。

### (3)食料や生活物資の配布

食料や、生活物資などは、要援護者の方に配慮して配布するようにしましょう。食料や、生活物資などが、要援護者の方に優先して配布されることを理解しましょう。避難をしてきたとき、どのような生活上の支障がありそうか、どのような支援を必要とするのかを、相手からよく聞いておくようにしましょう。

避難をしていない要援護者の人がいるときは、自宅に取り残されていないか安否を確認しましょう。避難しないときでも、食料や生活物資などが、もれなく受け取れるよう手助けをしましょう。避難所で支援が必要な人や避難所に避難していない要援護者の情報をなるべく集め、伝えられるようにまとめておきましょう。また、あわせてどのような援助が必要であるかなどもまとめておきましょう。

### (4)外見からは障害のあることがわからない場合の配慮

内部機能に障害のある人や、聴覚障害、音声、言語機能に障害のある人などは、外見からは障害のあることがわからない場合がありますので、特別な配慮が必要なことを理解しましょう。

### (5)要援護者に理解してもらうこと

避難所の状況によって希望があってもできないことははっきり告げ、状況を理解しましょう。

### (6)要援護者に応じた支援

要援護者の身体の状態などに応じ、以下のようなことに配慮した支援を心がけましょう。

区分	必要な支援
肢体不自由のある人	<p>段差のないスペースが避難場所となるよう配慮し、なるべく出入り口に近い場所になるようにしましょう。体育館内の通路などは、車いすが通れる幅（最低 90 cm）程度以上は確保しましょう。また、通路にものを置かないよう、避難をしている人に依頼しましょう。</p> <p>車いすやいすがない場合でも、座れる工夫ができるといいでしょう。</p> <p>話すことが困難な人には、わかったふりをせず、一語一語ゆっくりと確認してください。車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされている感じがして、心理的に負担を感じます。少しかがんで同じ目線で話すようにしましょう。</p> <p>車いす使用の人にとって、車いすは身体の一部のように感じているので、勝手に車いすを押ししたりせず、誘導の介助を希望されるかどうか、必ず、本人の意向を確認してから誘導介助を行いましょう。</p>

区分	必要な支援
視覚障害のある人	<p>なるべく出入り口に近いところ、壁際の場所を確保しましょう。近くにいる人に、移動する時の誘導の協力をお願いしましょう。食料や救援物資などの配布物が確実にわたるよう配慮しましょう。</p> <p>慣れていない場所では一人で移動することは困難です。移動の際には、介助をお願いします。移動介助をするときは、その人の背の高さの関係でひじ肩または手首を軽く握ってもらい、誘導する側が半歩先に立って歩きます。階段や段差の手前ではちょっと立ち止まって「上りです」「下りです」と声をかけてください。一人で困っているときは、まず声をかけてください。</p> <p>目からの情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手していることを理解しましょう。</p>
聴覚障害のある人	<p>放送などの音声情報だけではなく、掲示板などを設け、必ず同時に情報提供していきましょう。避難所で手話が使える人がいれば、協力してもらいましょう。話をするときは、筆談でやりとりをすることもできます。また、相手の正面から、話せば口の動きでわかる人もいます。なお、しゃべることができても聞こえない人もいますので、確実に伝わるように書いて確かめましょう。</p> <p>すべての人が手話を使えるわけではありません。人それぞれ、障害になった時期、障害の程度などによってコミュニケーションの手段が異なることを、まず理解してください。相手の言葉が不明瞭なときは、わかったふりをせず、聞き返したり、紙に書いてもらうなどして、確認しましょう。</p> <p>聴覚障害のある人の中には声に出して話せる人もいますが、相手の話は聞こえてない場合があります。</p> <p>補聴器をつけても会話が通じるとは限りません。補聴器をつけている人もいますが、補聴器で音を大きくしても、明瞭に聞こえてくるとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている人も多いのです。</p>

区分	必要な支援
内部障害のある人	<p>どんな配慮が必要か、十分聞き取り、状況を把握しましょう。器具の消毒、交換、医療上の手当て補装具交換などができるよう、プライバシーに配慮した空間がとれるようにしましょう。足りない医薬品、物品などがあれば聞き取り、速やかに市へ対応を依頼しましょう。</p> <p>障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、体力がなく、疲れやすい状況にあり、思い荷物を持ったり、長時間立っているなどの身体的負担を伴う行動が制限される場合があります。外見からはわからないため、電車やバスの優先席に座っても周囲の理解が得られないなど、日常では心理的なストレスを受けやすい状況にあります。</p> <p>心臓機能障害で心臓ペースメーカーを埋め込んでいる人では、携帯電話から発せられる電磁波などの影響を受けると誤作動する恐れがあるので、配慮が必要です。</p> <p>呼吸器機能障害のある人では、タバコの煙などが苦しい人もいます。</p> <p>膀胱・直腸機能障害で人工肛門や人工膀胱を使用されている人（オストメイト）は、排泄物を処理できる配慮が必要になります。</p> <p>また、内部障害のある人自身はかかりつけの医療機関や機器メーカーへ、緊急の確認先について連絡しておきましょう。</p>
知的障害・精神障害のある人	<p><b>【知的障害のある人】</b></p> <p>状況の変化に対する対応が難しい人もいます。なるべく落ち着いてすごせるように心がけましょう。難しい単語や早い話が理解しづらい人もいます。短い文書で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明をお願いします。抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明してください。</p> <p>掲示板の内容もやさしい言葉で伝えましょう。環境の急激な変化でパニックを起こしやすくなる人もいます。大勢の人がいる場所が苦手な人もいます。</p> <p>ときには、奇異な行動をおこす人もいますが、いきなり強い口調で声をかけたりせず、穏やかな口調で声をかけてください。大きい声や強い口調に驚いてパニックをおこす人もいます。気が動転して声の大きさの調節が適切にできない場合もあります。認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す人もいます。体育館以外の教室などが確保できれば、そうした教室を手配し、落ち着ける環境をつくりましょう。その人の行動をよく知っている家族などから、落ち着ける状況を聞き取り、対応しましょう。</p>

区分	必要な準備
知的障害・精神障害のある	<p><b>【精神障害のある人】</b></p> <p>慣れない環境で不安定になり、集団生活になじめない場合があるので、本人や家族に対して配慮するように心がけましょう。体育館以外の教室などが確保できれば、そうした教室を手配し、落ち着ける環境をつくりましょう。</p> <p>ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多いようです。外見からはわかりにくく、障害について理解されずに孤立している人もいます。また、精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多いようです。周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人や、学生時代の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない人もいますので、落ち着いて行動できるよう、声をかけたり、見守りをお願いします。</p> <p>孤立してしまわないように、家族や周囲の人と一緒に行動できるようにしましょう。</p> <p>知的障害や精神障害のある人は周囲の状況に適応できにくいことから、家族などが避難所での生活をためらってしまう場合があります。このようなことがないよう、周囲の人がそれぞれの状況を理解するようにしましょう。</p>
高齢者	<p><b>【認知症の人】</b></p> <p>急激な環境の変化で、落ち着きがない場合があります。その人の行動をよく知っている人から、落ち着ける状況を聞き取り、対応しましょう。顔見知りの人に話し相手になってくれるよう協力をお願いします。</p> <p><b>【支援が必要な高齢者】</b></p> <p>どのような支援を必要としているのか、確認しましょう。支給するおにぎりなどが食べられない人がいます。細かく刻んである食事や温かい飲食物などについて配慮しましょう。食事のときに喉をつまらせるおそれがあります。常に誰かが様子を見るようにしましょう。</p> <p>日常利用しているサービスがあれば、聞き取り、市へ伝えましょう。</p> <p>高齢者は排尿の頻度が増します。トイレに近い場所を確保するなどの配慮をしましょう。オムツを使用している高齢者には、ついたてを立てるなど、プライバシーに配慮しましょう。</p>

# 第5章 避難所一覧・その他情報

## 1. 福祉避難所

通常の避難所での共同生活が困難な高齢者や障害者が、安心して避難生活を送るための場所です。小松島市では以下の施設が福祉避難所として指定されています。

### ■福祉避難所

施設名	電話番号
養護老人ホーム 松寿園	0885-32-0100

※現在は1か所ですが、順次、協力を求めながら増やしていく予定です。

## 2. 避難所一覧

### ■広域避難場所一覧

施設名	電話番号
小松島市総合グラウンド（中田町）	0885-32-0643
小松島市赤石グラウンド	38-1788
小松島西高校運動場	32-0129
南小松島小学校運動場	32-0149
小松島高校運動場	32-2166
小松島中学校運動場	32-2044
和田島緑地	37-1400

## ■ 収容避難場所一覧

地区	施設名	電話番号
小松島	小松島小学校	32-0128
	東とくしま農業協同組合	32-8111
	小松島公民館	32-0756
	地藏寺	32-1043
南小松島	南小松島小学校	32-0149
	小松島中学校	32-2044
	小松島市総合福祉センター	33-2255
	小松島高等学校	32-2166
	コミュニティ金磯会館	32-9559
	中央会館	32-2030
	南小松島公民館	33-0744
	勤労青少年ホーム	33-3283
北小松島	北小松島小学校	32-0342
	北小松島公民館	32-8430
	元根井漁村センター	—
	保健センター・ミリカホール	32-3551
	生涯学習センター市立図書館	32-1100
千代	世代間交流健康センター	32-2595
	千代小学校	32-0109
	建島会館	—
	泰地総合センター（千代公民館）	33-0194
	小松島厚生福祉解放センター	32-5711
	小松島西高等学校	32-0129
	小松島共同福祉施設体育館(サンハイツ)	33-0143

地区	施設名	電話番号
児安	児安小学校	32-0171
	養護老人ホーム松寿園	32-0100
	田浦地区コミュニティ集会所	—
	児安公民館	33-2510
	新居見老人いこいの家	32-9470
芝田	芝田小学校	32-0212
	芝田多目的センター	32-4656
	小松島老人いこいの家（芝田公民館）	32-3879
立江	立江小学校	37-1002
	立江中学校	37-1055
	東とくしま農業協同組合立江支所	38-2131
	ふれあいセンター立江	38-0334
	小松島市立体育館	38-1788
	立江寺	37-1019
	小松島市立武道館	38-1788
	立江公民館（出張所）	37-1062
	しらさぎ浄園	38-1452
坂野	坂野小学校	37-1512
	坂野中学校	37-1504
	目佐厚生福祉解放センター	37-0358
	坂野公民館（出張所）	38-2325
	東とくしま農業協同組合坂野支所	37-1501
	目佐老人ルーム	37-2225
新開	新開小学校	37-1102
	コミュニティセンター新開会館	38-1931

地区	施設名	電話番号
和田島	和田島小学校	37-1911
	和田島公民館	37-2723
	和田島漁業協同組合	37-1621
	和田島保育所	37-2044
	東とくしま農業協同組合和田島支所	38-2111
	コミュニティ交流センターみさき	—
櫛漕	櫛漕小学校	37-1058
	櫛漕地区コミュニティ集会所	—
	喰味谷老人ルーム(櫛漕コミュニティセンター)	38-1073
	櫛漕教育集会所	38-2213
	櫛漕公民館	38-2320

#### ■緊急一時避難場所一覧

地区	協力施設名	所在地
小松島	ハーブメゾン清美	神田瀬町 5-10
	大成ビル小松島ガスソーコ	小松島町字房浜 76-2
	キョーエイ小松島店屋上駐車場	小松島町字若井崎 10-1
	ルピア屋上駐車場	小松島町字領田 20
	グランドアイリス	小松島町字菖蒲田 16-1
南小松島	小松島市役所屋上	横須町 1-1
	住友林業クレスト(株)	横須町 5-38
	ちゅうハイツ	横須町 11-13
	協友ビルファーストインK 5	金磯町 1-100
	エスポワール金磯	金磯町 9-8
	コーポV	金磯町 9-10
	小松島金磯病院	金磯町 10-19
	グレースソシア	金磯 12-81
	宮城マンション	小松島町字今開 7-5
	ラ・ヴィーダ	日開野町字高須 33-1

地区	協力施設名	所在地
南小松島	N T T小松島電話交換所	日開野町字井理守 42-1
北小松島	徳島赤十字病院	小松島町字井利ノ口
	小松島商工会議所	小松島町字新港 36-24
	特別養護老人ホーム千歳苑	小松島町字元根井 54-1
	アベニールエルアベニール金村	小松島町字北浜 10-1
	ハイランドマンション多田 1, 2, 3	中田町字脇谷 52-1
	市総合グラウンド	中田町字脇谷
	市営住宅日峰団地	中田町字脇谷 3-2
	(有)日峯タクシー	中田町字新開 26-5
	日峯ドライブウェイ	中田町字東山
芝田	アーバン NOEL	田野町字赤石南 298-1
	(勢合)住吉神社山道	田野町字金山
	天理教勝島分教会境内周辺	田野町字仮家 107-2
	旗山(3箇所)神社境内	芝生町字宮ノ前
	恩山寺谷会堂	田野町字恩山寺谷
	東山ノ神(バイパストンネル上)周辺	田野町字東山
立江	みはらしの丘あいさい広場	立江町字大田ノ浦
坂野	島田マンション	坂野町字原京 13-1
	天神社	坂野町字天神東
	リバーウインドウ	和田津開町字東土手添 3-2
新開	老人保健施設ライフ慈友館	赤石町 13-24
	フリーデン四宮	赤石町 5-75
和田島	(株)藤政	和田島町字東新開 145
	日米加工(株)	和田島町字松田新田 91
	介護老人保健施設明和苑	和田島町字浜塚 108-3
	市営住宅和田島団地	和田島町字明神東 6-1
	和田島町字浜田「佐藤製作所(有)」周辺	和田島町字浜田
江田	勝占中部コミュニティセンター	徳島市勝占町中須 76-2
	南部中学校	徳島市勝占町外敷地 62

### 3. その他防災情報

#### (1) 安否確認の情報

##### ① 災害用伝言ダイヤル（被災地の安否に関する声の伝言板）

「171」にダイヤル

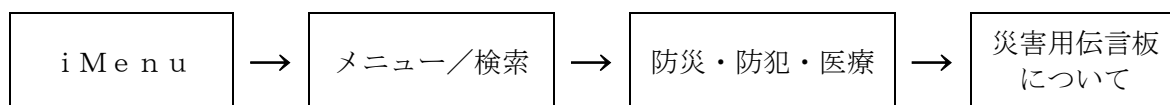
→録音は「1」→被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル→メッセージを録音（30秒）

→再生は「2」→被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル→メッセージを聞く

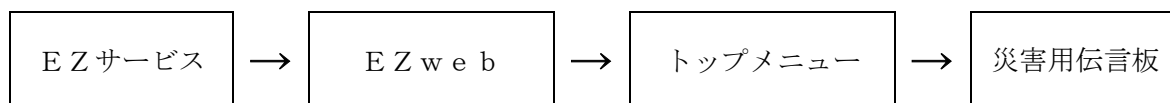
##### ② 災害用伝言板

震度6弱程度以上の地震などの災害発生時に、被災地域の人が安否情報を登録することが可能となるサービスです。

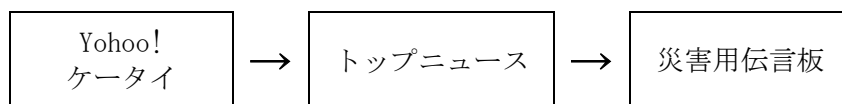
NTT DoCoMo



au



ソフトバンク



#### ■体験サービスについて

毎月1日（1月1日を除く）、及び防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）に体験サービスができます。サービス時間等に関しましてはご加入の携帯電話会社でご確認ください。

## (2)防災情報

### ①とくしま防災メール

携帯電話で登録されたメールアドレスに、「気象情報等」の防災情報を配信します。

- ・大雨、洪水警報等の気象情報
- ・津波の予報など

徳島県の携帯電話ホームページ「徳島ケータイ県庁」より登録できます。

利用規約、免責事項、内容説明をお読みの上、ご利用ください。

#### ○「とくしま防災メール」の登録アドレス

<http://www.bousai.pref.tokushima.jp/bousaimailtop.html>



「QRコード」  
携帯電話のQRコード読み取り  
用アプリケーションを利用する  
と、アドレスを入力しなくても各  
サイトにアクセスできます。

### ②徳島県立防災センター

徳島県立防災センターは、平常時には防災啓発施設として、非常時には災害対策活動の中核拠点として機能します。

防災に関する様々な知識・情報を得るとともに、災害時の状況を体験することができますので、災害について考える機会として、家族や地域の人々で行っていきましょう。

- 住所： 徳島県板野郡北島町鯛浜字大西 165
- 電話・FAX： TEL 088-683-2000 / FAX 088-683-2002
- 開館時間： 午前9時から午後5時まで
- 休館日： 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、第1火曜日（祝日の場合は開館）  
年末年始（12月28日から1月4日まで）
- 入館料：無料

### (3) 連絡先一覧

#### ■災害時要援護者台帳、民生委員に関する連絡先

区分	内容	住所・電話・FAX
小松島市役所 介護福祉課	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号	TEL 0885-32-3507 FAX 0885-35-0272

#### ■防災、自主防災会に関する連絡先

区分	住所	住所・電話・FAX
小松島市役所 消防本部	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号	TEL 0885-32-2119 FAX 0885-32-3595
小松島市役所 防災安全課		TEL 0885-32-2227 FAX 0885-32-3522

#### ■各種ハザードマップ、避難所等に関する連絡先

区分	住所	住所・電話・FAX
小松島市役所 防災安全課	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号	TEL 0885-32-2227 FAX 0885-32-3522

#### ■市の水道水に関する連絡先

区分	住所	住所・電話・FAX
小松島市役所 水道部	〒773-0012 徳島県小松島市田浦町中西85番地1	TEL 0885-32-6188 FAX 0885-35-0647

#### ■災害時ボランティアに関する連絡先

区分	住所	住所・電話・FAX
小松島市社会福祉協議会	〒773-0006 徳島県小松島市横須町11番7号 小松島市総合福祉センター内	TEL 0885-33-2255 FAX 0885-33-2391

■その他、市内関係機関の連絡先

区分	住所	電話・FAX
徳島赤十字病院	〒773-8502 徳島県小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	TEL 0885-32-2555 FAX 0885-32-6350
小松島警察署	〒773-0010 小松島市日開野町字崎田 26 番地	TEL 0885-32-0110

■停電等、電気に関する連絡先

区分	住所	住所・電話・FAX
四国電力 徳島支店	〒770-8555 徳島県徳島市寺島本町 2 丁目 29 番地	TEL 088-622-7121 フリーダイヤル 0120-56-4552

■県の防災、災害時対策に関する連絡先

区分	住所・URL	電話・FAX
徳島県 危機管理局	〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 <a href="http://www.pref.tokushima.jp/">http://www.pref.tokushima.jp/</a>	TEL 088-621-2297 FAX 088-621-2849
徳島県防災センター	〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字大西 165 <a href="http://our.pref.tokushima.jp/bousai/">http://our.pref.tokushima.jp/bousai/</a>	TEL 088-683-2000 FAX 088-683-2002

■国の防災、災害時対策に関する情報

区分	URL
内閣府 防災情報のページ	<a href="http://www.bousai.go.jp/">http://www.bousai.go.jp/</a>

---

小松島市  
災害時要援護者支援マニュアル

発行年月 平成 20 年 3 月  
発 行 小松島市保健福祉部 介護福祉課  
〒773-8501  
徳島県小松島市横須町 1 番 1 号  
電話番号 0885-32-3507 (直通)  
F A X 番号 0885-35-0272

---